

別表 許可又は起業の認可の制限措置

⑥ 刺網漁業

制限措置						許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数
漁業種類	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	
(20) 大目流網漁業	申請のあった船舶の総トン数	申請のあった推進機関の馬力数	都農町水無川中央から117度の線以北の宮崎県沖合の海域。ただし、共同漁業権の海域を除く。	4月1日から10月31日まで	1) 漁船使用者。ただし、起業認可の申請に限り、漁船使用予定者を含む。	1
			都農町水無川河口中央から117度の線と宮崎市・日南市界陸岸から100度の線との間の沖合の海域。ただし、次の各基点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ及びタの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（※3）を除く。	11月1日から翌年4月30日まで		1

※3：次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ及びタの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

ア	都農町水無川河口中央	ケ	世界測地系、北緯31度55分10.5秒、東経131度29分37.4秒
イ	点アから117度2,500mの点	コ	世界測地系、北緯31度49分32.5秒、東経131度28分54.5秒
ウ	都農町・川南町界陸岸から117度2,500mの点	サ	世界測地系、北緯31度49分32.5秒、東経131度31分11.4秒
エ	川南町・高鍋町界陸岸から117度2,500mの点	シ	世界測地系、北緯31度48分42.5秒、東経131度32分21.4秒
オ	世界測地系、北緯32度08分55.9秒、東経131度33分44.1秒	ス	世界測地系、北緯31度49分52.5秒、東経131度32分41.4秒
カ	世界測地系、北緯32度04分41.9秒、東経131度32分27.4秒	セ	世界測地系、北緯31度49分02.5秒、東経131度36分51.4秒
キ	世界測地系、北緯32度02分12.5秒、東経131度31分39.4秒	ソ	世界測地系、北緯31度41分53.9秒、東経131度36分51.4秒
ク	世界測地系、北緯31度58分02.5秒、東経131度30分41.4秒	タ	宮崎市・日南市界陸岸